

平成30年第2回臨時会

津別町議会会議録

平成 30 年第 2 回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 平成 30 年 5 月 21 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 30 年 5 月 25 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 30 年 5 月 25 日 午後 0 時 14 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞 稚 子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
教育長	宮管玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	竹俣信行	○	生涯学習課長	藤原勝美	○
総務課長	齊藤昭一	○	生涯学習課主幹	石川波江	○
総務課参事	篠原裕佳	○	学校給食センター主幹	阿部勝弘	○
総務課主幹	安瀬雅祥	○	農業委員会事務局長	横山智	○
住民企画課長	伊藤泰広	○	選挙管理委員会局長	齊藤昭一	○
住民企画課参事	森井研児	○	選挙管理委員会次長	安瀬雅祥	○
住民企画課主幹	松木幸次	○	監査委員会事務局長	松橋正樹	○
住民企画課主幹	中橋正典	○			
住民企画課主幹	加藤端陽	○			
保健福祉課長	小野淳子	×			
保健福祉課主幹	千葉誠	○			
産業振興課長	横山智	○			
産業振興課参事	小野敏明	×			
産業振興課主幹	小泉政敏	○			
産業振興課主幹	近野幸彦	○			
建設課長	石川篤	○			
建設課主幹	石川勝己	○			
会計管理者	五十嵐正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	松橋正樹	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
事務局主査	小西美和子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	9番 佐藤 久哉 1番 篠原眞稚子
2			会期の決定	5月25日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	承認	1	専決処分の承認を求めることについて (平成29年度津別町一般会計補正予算 (第12号)について)	
6	〃	2	専決処分の承認を求めることについて (平成29年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)について)	
7	〃	3	専決処分の承認を求めることについて (平成29年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について)	
8	〃	4	専決処分の承認を求めることについて (平成29年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第6号)について)	
9	〃	5	専決処分の承認を求めることについて (平成29年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第6号)について)	
10	〃	6	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度津別町一般会計補正予算 (第1号)について)	
11	議案	30	津別町税条例等の一部を改正する条例の 制定について	
12	〃	31	津別町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	32	津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	33	津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	34	津別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	35	契約の締結について（木材工芸館改修工事）	
17	〃	36	契約の締結について（上里地区導水管更新工事（その1））	
18	〃	37	契約の締結について（上里地区導水管更新工事（その2））	
19	〃	38	財産の取得について（PETボトル圧縮梱包機）	
20	〃	39	財産の取得について（中型スクールバス）	
21	報告	4	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。
ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまより平成 30 年第 2 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
9 番 佐藤 久哉 君 1 番 篠原 眞稚子 さん
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。
○事務局長（松橋正樹君） これから、諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] 本日ここに第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、3月定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告であります。去る3月16日、津別町社会福祉功労者 伊藤政義様のご逝去されました。故人は、永年、民生児童委員として、地域の社会福祉に多大なご貢献をいただきました。

また、去る4月2日、津別町消防功労者 金一謙藏様のご逝去されました。故人は、永年、消防団員として、地域の防災活動に多大なご貢献をいただきました。

お二人の生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、ふるさと納税についてであります。平成29年度の寄附の状況につきましては、2,254件、1億296万5,000円で、前年度の2,841件、1億1,695万1,000円と比較し、件数、金額ともに減少いたしました。これは、ふるさと納税に力を入れる市町村が急速に増加していることが要因の一つと考えられますが、そうした中におきまし

ても1億円を超えることができましたのは、本町を選択していただいた多くの方々のお陰であり、改めて感謝を申し上げる次第です。

制度が定着する中、総務省は高額返礼品や寄附に対する返礼率に対し、本来の主旨に反することのないよう度重なる通知を行っているところですが、本町もそれらの通知を尊重しているところではありますが、返礼品はすべて町内で生産等を行っているものであり、今後ともその魅力を伝えるとともに、使途について情報開示を積極的に図るなど、引き続き寄附の拡大に努めてまいります。

次に、地域おこし協力隊についてであります。4月1日、障害者福祉事業所において地域活動支援センターの立ち上げに向け、その活動の中心となる杉本あずさんが千葉市より着任されました。既にさんさん館のカフェコーナーにおいて、地域情報の受発信を手がけており、今後の活動に期待するところです。

今後とも地域おこし協力隊の制度の活用とともに、隊員の永住に向けて支援してまいります。

次に、交通安全推進運動についてであります。4月11日、生活改善センターにおいて、各事業所や自治会関係者など、町内全域から約200名の参加者を得て、交通安全推進町民大会を開催いたしました。

今年2月3日、共和で死亡交通事故が発生し、町民1人の尊い命が失われましたことから、この大会において、「町民による交通死亡事故ゼロ日運動」と「町内における交通事故死ゼロ日運動」の目標を、いずれも500日と確認し、目標達成に向け、関係機関はもとより町民の皆さまとともに運動を展開し、悲惨な交通事故のない明るいまちづくりに努めてまいります。

次に、網走川流域の会主催によるシンポジウムについてであります。4月20日、中央公民館において1市3町の会員をはじめ、管内各地から農業者、漁業者、企業、行政機関等125名が参加し開催されました。

シンポジウムでは、森林インストラクターで北海道水産林務部林務局林業木材課長である工藤森生氏が、「水ぎわの緩衝林造成を考える」と題し、農地保全と濁水や土砂流入防止のための緩衝林づくりを提唱しました。また、津別町在住で高知大学名誉教授の大野晃氏は「私の『限界集落30年』の歩み」と題し、永年の山村集落の調査・研

究の成果を記録映像や新聞記事、論文等を使って話され、「限界集落の実情は厳しいが、希望を見出し光の道筋を見つけよう」と訴えられました。

参加者は、改めて「山」「川」「海」が一本の道でつながり、流域が社会に重要な役割を果たしていることを再認識したところです。町としましても、今後とも積極的に上流域としての責務を果たしてまいる考えであります。

次に、NTTコミュニケーションズラグビー部の新グラウンドお披露目会についてですが、4月24日、NTTコミュニケーションズラグビー部（Shining Arcs）の新グラウンド「アークス浦安パーク」のお披露目会が開催されました。市川市から浦安市に移転した新グラウンドは、天然芝2面のほか充実した室内練習場が完備された3階建てのクラブハウスからなるもので、浦安市長はもとより多くの関係者が見学されました。

夜には浦安市内のホテルで披露パーティーが開催され、主催者である庄司社長のあいさつに続き、津別町からお祝いの品として、カラマツ積層ベンチの贈呈式が行われました。すばらしい設備と環境の中、さらなる高みを目指されることを期待するところです。

次に、まちづくり会社統括マネージャーの決定についてですが、町内外を問わず募集した結果49名の応募があり、第一次の書類選考により10名を選考し、3月25日に面接形式の第二次選考を行い、6名に絞り込みました。その後、4月22日に、この6名による公開プレゼンテーションを行い、翌23日の最終面接を経て、松林尚史さんを統括マネージャーとして決定したところです。年齢は36歳、東京都に在住し、奥さまと子どもさんが1人の3人家族で、現在、外資系コンサルタント会社に勤務されていますが、7月中旬には移住・着任を予定しているところです。

まちづくり会社構想は、これまで高校生や町民の皆さまによる話し合いの中から生まれたものであり、希望ある津別町を実現するため、行政が行うより民間が取り組んだほうがより良いと考えられる業務を行っていく会社と位置付けています。統括マネージャーは、その中核になるものですが、1人の力では到底為しえるものではないことから、行政におきましても全力で支援するとともに、議員各位はもとより、町民の皆さまにおかれましてもご理解とご支援を強くお願いする次第であります。

次に、複合庁舎建設等まちなか再生基本計画策定に係る第2回住民懇談会についてですが、4月27日に昼の部と夜の部の2回実施し、合計100名の方が参加されました。第1回と同様に、今回もアンケート調査をあわせて実施したところ、40名の方に回答いただきました。このほか、懇談会開催周知チラシと同時に募集した意見につきましては、4件の提出があったところです。アンケートも含め、懇談会ではさまざまな意見が出されましたが、本計画のゾーニングや新たに整備を計画する施設に対する反対意見は、大きなものではなく、賛意を示す意見も多くあったことを総合的に勘案し、議会特別委員会に本計画（案）をお諮りし、ご承認をいただきましたので、5月15日より31日までパブリックコメントを実施しているところでもあります。

今後につきましては、パブリックコメントによる意見への対応を協議のうえ、計画完成に向け進めていく考えであります。

次に「（仮称）北海道立林業大学校」の誘致活動についてですが、北海道は、「（仮称）北海道立林業大学校設立基本構想（案）」のパブリックコメントを3月21日に終了し、4月3日に同基本構想を公表しました。この中で北海道は、本校と地域拠点の想定される条件を示し、公平性、透明性を確保しながら、候補地の選考を進めるとし、既に事務段階での地域ヒヤリングを終了したところです。

こうした中、オホーツク林業大学校誘致協議懇話会は、オホーツク地域こそが誘致活動を行う他の12地域に比して、林業の担い手を教育するフィールドとして最も優れており、津別町と滝上町を2大キャンパスとしつつ、18市町村が一致団結して担い手の育成を目指すとする新たな要請書を作成し、5月24日、北海道知事に2度目の誘致要請活動を行ったところです。今回もオホーツク管内選出道議会議員が3名同席され、黒瀧会長、北見市長、紋別市長、滝上町長とともに、改めてオホーツク地域への誘致への熱意を表明してきたところです。今後とも誘致協議懇話会や関係機関と連携し、オホーツクへの誘致活動を進めてまいります。

なお、今議会におきましては、専決処分の承認、条例制定等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎承認第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度津別町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。
内容の説明を求めます。

松木住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（松木幸次君） ただいま上程となりました承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度津別町一般会計補正予算（第12号）について説明をいたします。

専決の理由につきましては、議案裏面の専決処分書のとおり、各歳入の確定を基本とする補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとさせていただきます。実際の内容といたしましては、各歳入の確定及びそれらにかかわる各事業費の精査を基本に歳出の精査を行い、財源調整により一般財源剰余金を基金への積み立てを行うことで補正予算を組み立て、3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございます。

内容につきましては資料の事項別明細書で説明をいたしますが、単なる事業費の確定または収入額の確定による精査につきましては、主なものについてのみ説明とし、財源内訳のみの補正につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

補正予算の条文をご覧ください。第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ1億870万4,000円を追加し、予算の総額を58億9,721万3,000円とするものであります。第2項及び第2条につきましては後ほど説明をさせていただきます。

資料の事項別明細書については、歳出から説明をいたしますので23ページから24ページをお開きください。

款 2 総務費につきましては、全体で 2 億 287 万 3,000 円の増額補正になりますが、項 1 総務管理費の目 3 財政管理費で 1 億 4,102 万 5,000 円の増額で、財政調整基金積立金は一般寄附金を積み立てるもので 11 万 4,000 円の増額です。公共施設等整備基金積立金は、一般財源剰余金を積み立てるもので 1 億 4,091 万 1,000 円の増額です。次に、項 2 地域振興費の目 1 企画総務費ですが、27 ページから 28 ページをお開きください。地域振興基金積立金は教育費の指定寄付金 80 万円と一般財源剰余金 9,000 万円を積み立てるもので、合わせまして 9,080 万円の増額です。ふるさとつべつ応援基金積立金は、ふるさと納税の積み立てで当初予算では寄附金を 1 億 2,000 万円と見込んでいたところでありましたが、最終的には 1 億 296 万 5,000 円と多くの寄附をいただいたところでありましたが、見込みを下回ったところで基金への積み立て分で 757 万 7,000 円の減額です。

次に款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費になりますが、35 ページから 36 ページをお開きください。社会保障事業基金積立金は地方消費税交付金のうち増税分である社会保障財源分について額が確定したことにより 355 万 5,000 円の増額で 29 年度の最終交付額は前年比 1.3%増の 4,095 万 5,000 円となりました。国民健康保険事業特別会計繰出金は 957 万 7,000 円の減額。介護保険事業特別会計繰出金も 150 万 8,000 円の減額です。

次に、37 ページの下段になりますが、目 8 後期高齢者医療費は次 40 ページの上段になりますが、後期高齢者医療事業特別会計繰出金で 4 万 4,000 円の減額です。

次に、43 ページから 44 ページをお開きください。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費の目 3 環境衛生費において下水道事業特別会計繰出金で 1,275 万 3,000 円の減額です。これ以降につきましては、すべて歳入の確定に伴う事業費の精査と財源内訳のみの補正となりますことから、説明を省略させていただきます。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページをお開きください。歳入につきましては実績による補正となりますので、主なものについてご説明いたします。まず款 1 町税は 6,656 万 1,000 円の増額です。そのうち町民税は現年課税分で個人は 1,995 万 7,000 円の増額。法人は 3,150 万円の増額。また固定資産税も現年課税分で 1,632 万 4,000 円の増額。軽自動車税は現年課税分で 2 万 7,000 円の減額ですが、いず

れも前年度を上回る額となっています。町たばこ税は 114 万 9,000 円の減額で前年度の額を下回りまして、入湯税も 10 万 2,000 円の減額で若干ですが前年度の額を下回りました。

款 2 地方譲与税は 603 万 5,000 円の増額です。

5 ページになりますが中段の款 6 地方消費税交付金については 1,222 万 2,000 円の増額で、最終的に前年比 3.1%増の 1 億 402 万 2,000 円の交付となりましたが、そのうち 4,095 万 5,000 円が社会保障財源分、いわゆる消費税増税分として社会保障事業基金に積み立てる分で福祉や衛生、少子化対策などの社会保障事業の財源とするものです。

款 7 自動車取得税交付金は 948 万 3,000 円の増額です。

款 9 地方交付税は 6,488 万 2,000 円の増額で、すべて特別交付税で交付確定額は 1 億 8,488 万 2,000 円、前年比 3.4%減で交付額では 644 万 3,000 円の減となったところ です。要因といたしましては災害関連経費の減によるものです。

款 11 分担金及負担金は 46 万 6,000 円の減額で、項 2 負担金は 7 ページから 8 ページになりますが、目 2 衛生費負担金の生ごみ処理費負担金は大空町からの持ち込みされる生ごみの広域処理費用の負担金で実績減により 42 万 2,000 円の減額です。

款 12 使用料及手数料は 294 万円の減額で、項 1 使用料は目 5 土木使用料の住宅使用料の減などによりまして 70 万 2,000 円の減額。項 2 手数料は 223 万 8,000 円の減額で 9 ページになりますが、目 2 衛生手数料のし尿収集、ごみ処理手数料などの減によるものです。

款 13 国庫支出金は 226 万 1,000 円の増額で、対象事業の事業費確定によるものです。

11 ページから 12 ページをお開きください。下段の款 14 道支出金につきましても同様に対象事業の事業費確定によるもので、1,979 万 8,000 円の減額です。

15 ページから 16 ページをお開きください。款 15 財産収入は 2,046 万 7,000 円の増額で 17 ページから 18 ページになりますけれども項 2 財産売払収入、目 1 生産品売払収入で町有林の素材売払いなどで 2,057 万 3,000 円の増額です。

款 16 寄附金は 1,612 万 1,000 円の減額で、目 1 一般寄附金は 1 件の寄附で 11 万 4,000 円の増額です。目 2 総務費寄附金は、ふるさと納税分で 1,703 万 5,000 円の減額、目

4 教育費寄附金は1件の指定寄附で80万円の増額です。

款17繰入金の目1基金繰入金は、各対象事業費の精査で1,487万9,000円の減額です。

款19諸収入は41万4,000円の減額です。19ページから20ページになります。項4受託事業収入は、国営農地再編換地推進業務などで310万8,000円の減額。項5雑入、目6雑入は284万9,000円の増額で22ページになりますが、雑入の最後の項目のその他は上記の説明項目以外の項目で、内容としては町有施設に自動販売機設置などの電気使用料や臨時的に発生した雑収入で30項目ほどになりますが118万1,000円の増額です。

款20町債は2,140万円の減額で、5件の事業につきまして起債額の変更をするものです。

歳入の説明は以上となります。

補正予算の条文のほうにお戻りください。第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額につきましては第1項の内容となるものです。

第2条の地方債補正は、3ページほどめくっていただきまして、第2表地方債補正のとおり変更は木材工芸館改修事業をはじめ、4事業におきまして補正後のとおり限度額を変更するものです。廃止は現年発生農業用施設災害復旧事業補助で、活汲地区5号明渠農業用排水路の災害復旧事業において補助残の地方負担分を地方債で見込んでいたところですが、事業費の大半が補助となったことから廃止をするものです。

以上、内容の説明といたしますので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号

○議長(鹿中順一君) 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

千葉保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(千葉 誠君) ただいま上程となりました承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入において国庫支出金、療養給付費交付金等の額の確定によるもの、また歳出では、保険給付費等の確定を主なものとする補正でありまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により3月30日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

条文をご覧ください。平成29年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)条文の第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,896万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億115万3,000円とするものです。

はじめに歳出のほうからご説明をさせていただきます。11ページ、12ページをお開

きください。なお、この度の専決補正につきましては、主に国道支出金、療養給付費等の歳入の確定、さらに支出では事業完了による保険給付費等の精査となっておりますので、主なもののみ内容を説明させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは款1総務費、目1一般管理費では給与費と総務一般事務経費の精査によりまして2,308万7,000円の減額です。13ページ、14ページをお開きください。目2連合会負担金は12万2,000円の減額です。項2徴税费、目1賦課徴収費は国保税徴収業務で16万3,000円の減額、目2滞納処分費で1万円の減額。15ページ、16ページをお開きください。項3運営協議会費、目1運営協議会費は報酬、旅費、需用費合わせて13万4,000円の減額です。項4趣旨普及費、目1趣旨普及費では2万4,000円の減額、款2保険給付費、項1療養諸費では療養給付費の確定に伴うもので一般、退職ともに前半は高騰で推移していましたが、年度後半は支出が落ち着いた額で推移し、目1一般被保険者分で3,729万6,000円の減。17ページ、18ページになりますが、目2退職被保険者等療養給付費では593万4,000円の減額、目3一般被保険者療養費で183万5,000円の減額、次の目4退職被保険者等療養費で11万8,000円の減額、目5審査支払手数料では41万5,000円の減額とするものです。項2高額療養費は、自己負担限度額を超えた部分に対する負担ですが、目1の一般被保険者分、19ページ、20ページになりますが目2の退職被保険者等高額療養費分、目3一般被保険者高額介護合算療養費、目4退職被保険者等高額介護合算療養費分を含めまして516万5,000円を減額するものです。項3移送費では、利用実績がなかったことで一般被保険者21ページ上段の退職被保険者と合わせまして3万1,000円を減額いたします。項4出産育児諸費では、目1出産育児一時金として7名の支出となりましたので、次の目2支払手数料も含め126万1,000円の減額です。次の項5葬祭諸費では10件の実績により30万円減額するものです。

次に、23ページ、24ページになります。款3後期高齢者支援金は、後期高齢者医療広域連合に対し、後期高齢者交付金を交付するための費用に充てるため、診療報酬支払基金が各保険者から徴収するもので事業完了精査により6,000円の減額となります。

款4前期高齢者納付金は6,000円の減、款5老人保健拠出金は事務費拠出金で2,000

円の減。款6介護給付金は財源内訳のみの補正となります。

次に、25ページ、26ページになります。款7共同事業拠出金は1,522万6,000円の減額ですが、下段の目3保険財政共同安定化拠出金では共同事業の財源として国保連合会に拠出する費用の精査として884万1,000円の減額です。

款8保健事業費、項1の特定健康診査等事業費で、27ページ、28ページにわたりますが事業完了により全体で127万3,000円の減、項2保健事業費では85万3,000円の減額で、28ページ下段の各種検診助成事業の委託料で29、30ページとなりますが、28年度から実施の簡易脳・心血管ドックの助成につきましては述べ83人の受診となり、事業完了により48万5,000円の減額を行うものです。

款9基金積立金は、目1基金積立金で6,479万3,000円の追加となります。退職医療に充当分の療養給付費交付金で280万7,000円、保険財政安定化拠出金に充当分の交付金、2,329万1,000円、療養負担金20万4,000円、保険給付費に充当していた一般繰入金3,849万1,000円などの積み立てを行ったところです。

以下、款10公債費では5万円の減額。

款11諸支出金では44万6,000円の減額で、いずれも事業完了精査による補正となっております。

続いて歳入となります。3ページ、4ページをお開きください。款1国民健康保険税につきましては、目1一般分、目2退職分それぞれ額の確定による総体で177万6,000円の減額となります。

下段の款2国庫支出金は、項1国庫負担金と項2国庫補助金の額の確定によって1,801万3,000円の減額です。

次に、5ページ、6ページをお開きください。款3療養給付費交付金は、退職加入者の減少により493万9,000円の減額。

款4前期高齢者交付金は718万7,000円の減額。

款5道支出金は2,294万2,000円の増ですが、主なものにつきましては項2補助金、財政調整交付金において2,424万8,000円の増となりました。国の都道府県化の費用が交付されたことによるものです。

款6連合会支出金、項1共同事業交付金は、保険者間の保険税等の平準化や財政の

安定化を図るため、療養給付に要する費用等につきまして一定を超えた療養費に対し、国保連合会から交付されるもので1,691万1,000円の増で、目1の高額療養費共同事業交付金で246万1,000円の増、7ページ、8ページの目2保険財政共同安定化交付金で1,445万円の増であります。

款7財産収入は、1,000円の減。

款8繰入金は、目1一般会計繰入金として事業精査によりまして957万7,000円の減額を行い項2基金繰入金は3,338万8,000円の減額としたものです。

款9繰越金は1,000円の減。

款10諸収入は項1延滞金、加算金及過料で30万円の減、項2雑入では636万5,000円を減額で、9ページ、10ページになりますが目2一般被保険者第三者納付金で636万2,000円の増額で、国保連合会から交通事故の第三者給付金が納付されたことによるものです。

それでははじめの第1表に戻っていただきたいと思います。ただいま申し上げたそれぞれの補正額の条項ごとに整理をさせていただいているものです。

以上、専決補正につきましてご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（千葉 誠君） ただいま上程となりました承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、主に保険料、繰入金、諸収入等の額の確定による補正でありまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により3月30日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

条文をご覧ください。平成29年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）条文の第1としまして歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,390万円とするものであります。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。5ページ、6ページをお開きください。款1総務費の目1一般管理費につきましては、総務一般事務経費で旅費及び委託料の精査によりまして9万2,000円の減額、項2徴収費では後期高齢者医療保険料徴収業務において、需用費、役務費、旅費の事業確定により合計で7万6,000円の減額です。

7ページ、8ページをご覧ください。款2後期高齢者医療広域連合納付金は、目1後期高齢者医療広域連合納付金の確定によりまして105万円の減額です。

次に、款3諸支出金では、目1保険料還付金、目2還付加算金について合わせまし

て4万5,000円を減額するものです。

続いて歳入となります3ページ、4ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料では保険料額が確定し、目1の特別徴収保険料、目2普通徴収保険料全体で108万9,000円の減額となったところです。

款2の繰入金では項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金4万4,000円の減額。

款4諸収入では、項1の受託事業収入、目1の後期高齢者医療広域連合受託事業収入の確定により8万2,000円の減、項2延滞金、加算金及過料は1,000円の減額、項3償還金及還付加算金で4万6,000円の減、項4雑入は収入がなく1,000円の減額であります。

それでは第1表に戻っていただきたいと思えます。ただいま申し上げましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理をさせていただいたものです。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認いただくよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

て、平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 6 号）についてを議題とします。内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（千葉 誠君） それでは、ただいま上程となりました承認第 4 号専決処分の承認を求めることについて、平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 6 号）につきましてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入において保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金及び繰入金等の額の確定により精査を行い、また歳出では保険給付費等の確定を主なものとする補正でありまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 3 月 30 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものであります。

条文をご覧いただきたいと思います。平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 6 号）条文の 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 317 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれを 5 億 6,247 万 1,000 円とするものです。

はじめに歳出からご説明させていただきます。7 ページ、8 ページをお開きください。款 1 総務費、目 1 一般管理費で 3 月に社会保障税番号制度対応システム改修費用を補正いたしましたが、事業確定により 48 万 7,000 円の減額をいたします。

款 2 保険給付費では、要介護・要支援の認定を受けた方が利用した介護サービス経費となりますが、事業の確定により項 1、目 1 居宅介護サービス給付費は財源のみの補正、目 2 施設介護サービス給付費で 14 万 1,000 円の減額、目 3 福祉用具購入給付費で 34 万円の減額、目 4 居宅介護住宅改修給付費で 18 万 5,000 円の減額。9 ページ、10 ページをお開きください。目 5 居宅介護サービス計画給付費では、47 万 3,000 円の減額、目 6 地域密着型介護サービス給付費は財源内訳のみの補正となります。項 2、目 1 介護予防サービス給付費で 16 万 7,000 円の減額、項 3 その他の

諸費で 4 万 2,000 円の減額、項 4、目 1 高額介護サービス費で 108 万 6,000 円の減額、11 ページ、12 ページになりますが、項 5、目 1 高額医療合算介護サービス費で 176 万 5,000 円の減額、項 6、目 1 特定入所者介護サービス費は財源内訳の補正となって

おります。今年度は居宅介護サービスでは訪問介護、通所介護の伸び、短期入所サービスではサービス利用の伸びがあること、地域密着型では認知症対応型通所介護の利用の伸びが見られます。

款3 地域支援事業費では、高齢者が要支援状態または要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として市町村が実施する事業です。事業の確定により項1、目1 サービス事業費で37万8,000円の減額、目2 介護予防ケアマネジメント事業費では実績がなかったことで5万2,000円の減額、13ページ、14ページをお開きください。項2、目1 一般介護予防事業費ですが、123万1,000円の減額、項3、目1 総合相談事業費で5万1,000円の減額、15ページ、16ページになります。目2 権利擁護事業費で5万5,000円の減額、目3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で13万1,000円の減額、17ページ、18ページをお開きください。目4 地域包括支援センター運営費で17万4,000円の減額、19ページ、20ページとなります。目5 任意事業費で68万9,000円の減額、21ページ、22ページをお開きください。目6 生活支援体制整備事業費で9万8,000円の減、目7 認知症総合支援事業費で14万4,000円の減、23ページ、24ページをお開きください。項4 その他の諸費で1万1,000円の減額。

款4 基金積立金、項1、目1 基金積立金で463万4,000円の増額補正となります。こちらは平成29年度の介護給付費の国庫負担金298万8,819円、地域支援事業、国費105万3,134円と道費59万2,182円の超過額を返還するための積み立てとなっております。

款5 諸支出金で11万3,000円の減額補正となっております。平成29年度の介護保険サービスの利用状況などにつきましては、ただいま担当が整理をしております。6月に予定しております所管の常任委員会で報告をさせていただく予定をしております。

続いて、歳入にお戻りいただきたいと思っております。3ページ、4ページをお開きください。保険料精査によるものや事業確定に伴う補正となっております。款1 保険料では13万8,000円を増額し、款2 国庫支出金、項1、目1 介護給付費負担金で221万5,000円の増額、項2、目1 調整交付金で223万2,000円の増額、内訳では介護給付費で155万4,000円、地域支援事業分で67万8,000円となっております。目2 地域支援事業交

付金、介護予防・日常生活支援総合事業で 20 万円の増額。

款 3 支払基金交付金、項 1、目 1 介護給付費交付金で 172 万 9,000 円の減額、目 2 地域支援事業交付金で 77 万 1,000 円の減額といたします。

款 4 道支出金、項 1、目 1 介護給付費負担金では 135 万 3,000 円の減額、項 2、目 1 地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業で 12 万 5,000 円の増額。

款 5 財産収入で 1,000 円の減額。5 ページ、6 ページをお開きください。款 6 繰入金、項 1、目 1 介護給給付費繰入金で 52 万 6,000 円の減額、目 2 地域支援事業の総合事業分繰り入れで 25 万 4,000 円の減額、目 3 総合事業以外の分で 24 万 9,000 円の減額、目 4 その他一般会計繰入金で 47 万 9,000 円の減額補正となります。項 2、目 1 基金繰入金では 272 万 8,000 円の減額補正。

款 8 諸収入、項 2、目 1 滞納処分費で 1,000 円の減額、目 2 雑入で 2,000 円の増額としたものです。

それでは第 1 表に戻っていただきたいと思います。

ただいま説明いたしました内容を款項ごとに整理をさせていただいたものです。

以上、専決補正につきましてご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 4 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入では繰入金、町債等の額の確定によるもので歳出では事業完了による減額精査ですが、補正について特に急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条、第1項の規定により平成30年3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

それでは条文をご覧ください。第1条につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,256万4,000円を減額し、予算の総額を4億3,527万7,000円とするものです。補正内容につきましては、主なものについてご説明いたしますので、歳出の5ページ、6ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節19 負担金補助及交付金において水洗便所等改造資金利子補給は事業実績がなかったことにより3万8,000円の減額。

款2 特環下水道費、項1 施設管理費、目1 管渠管理費、節15 工事請負費において公共汚水柵設置工事は事業実績がないことにより216万円の減額、マンホール内ポンプ管理経費は修繕料で30万7,000円の減額、目2 処理場管理費、節11 需用費において373万9,000円の減額。7ページ、8ページをお開きください。節13 委託料において122万7,000円の減額をするものです。項2 下水道整備費、目1 下水道整備費につきましては、財源内訳のみの補正でございます。

款3個別排水費、項1個別排水管理費、目1個別排水管理費において314万7,000円の減額、内訳は11節需用費、修繕料で91万9,000円、12節役務費において手数料89万円の減額、13節委託料において133万8,000円の減額となります。

9ページ、10ページをお開きください。款4集落排水費、項1集落排水管理費、目1集落排水管理費において194万6,000円の減額となります。管渠管理経費において80万4,000円の減額、マンホール内ポンプ管理経費において14万4,000円の減額、処理場管理経費において99万8,000円の減額となります。

歳入について説明いたしますので3ページ、4ページにお戻りください。

款2使用料及手数料において34万円の追加。

款4繰入金につきましては、歳入歳出精査確定に伴い一般会計繰入金を1,275万3,000円減額するものです。

款7町債につきましては、特環下水道債の精査で20万円の減額となります。

補正予算の条文に戻っていただき第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものであります。

第2条、地方債補正の第2表につきましては、補正後の限度額を5,790万円とするものです。

以上、ご説明申し上げましたので原案についてご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、平成30年度津別町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（松木幸次君） ただいま上程となりました承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、平成30年度津別町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

専決の理由につきましては、専決処分書のとおり地方創生推進交付金の交付対象事業の決定に伴う補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、4月2日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであります。

新たな交付金対象事業は、空き家等を活用した移住・起業を促進し、関係人口の増加につながる取り組みを推進する事業で、津別とつながる地域拠点創出による移住・起業・エリアリノベーション誘発プロジェクトとして採択されまして、3年間の事業で事業費総額は8,918万1,000円の事業となります。なお、事業費の2分の1が推進交付金の補助で残りの地方負担分についても地方交付税で一定程度の財政措置がされるものです。

補正予算の条文をご覧ください。第1条につきましては第1項で歳入、歳出予算にそれぞれ4,493万5,000円を追加し、予算の総額を55億6,993万5,000円とするものであります。

第2項につきましては後ほど説明させていただきます。

資料の事項別明細書は歳出から説明いたしますので、5ページから6ページをお開きください。款2総務費、項2地域振興費、目5地方創生事業費の移住・起業・空き

家等利活用促進事業で、まちづくり会社設立準備会の負担金として今年度は 4,493 万 5,000 円の追加です。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページにお戻りください。款 13 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金は、地方創生推進交付金で事業費の 2 分の 1 で 2,246 万 7,000 円の追加です。

款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金は、地方負担分の一般財源として財政調整基金繰入金で 2,246 万 8,000 円の追加です。

補正予算の条文にお戻りください。第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出の内容を款項の区分ごとの整理したもので、補正総額につきましては第 1 項の内容となるものです。

以上、内容の説明といたしますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6 番、渡邊直樹君。

○6 番（渡邊直樹君） 質問させていただきます。専決理由に対象事業の緊急を要するということなのですが、現在、この事業内容の進めていらっしゃる項目があるのか、私もちょっと資料をいただいたのですが、その部分についてお聞きしたいと思います。また、まちづくり会社設立準備会の負担金となっておりますが、会社設立前でありまして、このお金についての管理はどのようになさるのかお聞きしたいと思います。また、各事業、特にお聞きした限りでは 30 年度の今年度の計画をお聞きしたのですが、計画の予定の中での額が示されているのですが、計画を進めていく中でその項目の額が精査された中で他の部分についても余った分というか、ゆとりがある分というか、そういう分を転用できるのかどうかについて、例えば立ち上げについての中で、空き家の改修設計について 319 万という数字が上がってございます。例えば改修設計する中で 319 万以下であった場合、その浮いた差額をその後の残りの事業に転用することができるのかということについてお聞きしたいと思います。

また、来年度以降、まちづくり会社がこの事業を担うという形になると思いますが、その部分についてもこの会計、この事業内容のチェックなどはどのようにするのかお

聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（森井研児君） ただいまご質問いただいた内容にお答えいたします。まず現在進めている事業ということですが、大体月1回は必ず何名かがアドバイザーの方に来ていただいて事業を進めていくということになります。先だって委員会にもお話ししましたが、パイロット事業の物件の契約であったり、その他の取り進めで4月に既に来ていただいています。その関係もありましたもので専決で補正をさせていただいたところですが、それと昨日から、これもご案内のとおり空き家の相談窓口を開設しているところですが、そのようなことで基礎から事業を進めさせていただいているという状況になっております。

それと今回負担金につきましては、まちづくり会社設立準備会ということで、設立準備会のほうで管理をさせていただくということで、23日に総合戦略会議と合わせて設立準備会も開催させていただいたところですが、その中でも今回と同じような予算のお話をし、事業のお話もしてご承認をいただいたところです。

三つ目のほう、事業的に仮に予算が残った場合の使い道というところですが、推進交付金のルールの中では2割以内の増減もしくは流用というのでしょうか、目的を移動することであれば一定程度認められているというところもありますけれども、無理な流用や使用を行うことはあまり推奨されていないというところもありますので、そこら辺はちょっとルールとにらみ合わせながらということになりますけれども、もし残額が出た場合は返還することも一定程度視野に入れながら慎重に進めていくような形になるかなと考えています。

来年度以降のお話ですが、今年度は準備会ということですが、来年度はまちづくり会社がこの事業推進を担ってもらうという形になります。それはこれまでも推進交付金の中でお話ししてきましたが、行政が公共事業と行政だけで行うということになると事業が認定されないという関係もありまして、あくまでも官民連携という形式をとらなければいけないということになりますので、まちづくり会社のほうで事業の推進を行っていくということになるかと思っております。ただしパイロット事業ということで、今現在ゲストハウスとコワーキングスペース、それぞれの施設

を空き家を改修して進めることを想定していますけども、それぞれのゲストハウス事業とコワーキングスペース、それぞれの個別の事業については、そのパイロット事業者が事業者として進めていくということで、それらを支援する取り組みをこの推進交付金事業で進めていくというような想定にしているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 1点だけ確認させていただきたいのですが、まちづくり会社設立準備会が管理するような話に聞こえるのですが、その設立準備会のほうで会計責任などと、そういう役割の方がその会の中でいらっしゃるのか、また先日会合があったということですが、その責任者などという形の役職がお決まりになったのかお聞きしたいと思います。

住民企画課参事。

○住民企画課参事（森井研児君） このまちづくり会社設立準備会のほうですけども、規約のほうも総合戦略会議の中でお認めいただいたところですけども、事務局は総合戦略会議と同じく地方創生推進グループ、行政のほうが担うということになっておりますので、我々が仕事の一環で管理をさせていただいていると、承認をいただきながら進めていくということになっております。

それとまちづくり会社の設立準備会の役員のほうですけども、こちらも3月の会議の中でお認めいただきましたけども、総合戦略会議の会長、副会長がそのまま務めていただくという形になっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 6 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 7 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 30 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 30 号 津別町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（中橋正典君） ただいま上程になりました議案第 30 号 津別町税条例等の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

説明資料の 1 ページをご覧ください。1 の税条例の一部改正についてですが、平成 30 年度税条例の改正については、経済情勢や地方創生の推進の基盤となる地方の財源を確保するなどの観点から、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令などの施行に伴い、津別町税条例等の一部を改正するものです。

2 の総括的事項であります。主な内容について説明いたします。まず（1）のたばこ税の税率の引き上げ等の見直しですが、副流煙が出ず、においもつかないことから国内では愛煙家の間で加熱式たばこが急速に普及していますが、税制面において税率が低かったこともあり大きな税率格差が存在していました、そこで平成 30 年度の税

制改正において、加熱式たばこは平成 30 年 10 月 1 日から 5 年かけて段階的に税率が引き上げられることとなります。加熱式たばこは、現行ではパイプたばこに分類されておりましたが、今回の改正で喫煙用の製造たばことして加熱式たばこの区分が新たに新設されることとなります。また換算方法の見直しも行われ、現行は葉たばこ 1 グラムにつき紙巻たばこ 1 本と換算して税率を算出していましたが、今回の改正では葉たばこと加熱により蒸気となるグリセリンの重さなどの指標としながら、これに製品価格を勘案して課税額を算出することとなりました。これにより葉たばこの税率の 7 割から 9 割にまで増税となる見込みとなっております。また、葉たばこも 4 年かけて三段階で 1 本当たり 3 円の引き上げが行われます。

次に（２）個人所得課税の見直しですが、三つの点です。まず 1 点目は給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振り替えです。さまざまな形で働く人を広く応援するなどの観点から、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、どのような所得にも適用される基礎控除の控除額が 10 万円引き上げられます。2 点目は給与所得控除、公的年金等控除の見直しです。給与収入が 850 万円を超える場合の給与所得控除額が現行の 220 万円から 195 万円に引き下げられます。ただし、子育てや介護に配慮する観点から 23 歳未満の扶養親族や特別障がい者である扶養親族等を有する方等に負担増加が生じないように措置が講じられます。公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり、控除額に上限がなく、年金以外の所得が幾ら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みとなっているとの指摘がされていました。こうした点を踏まえ公平性を確保する観点から公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合の控除額に 195 万 5,000 円の上限額を設けます。また公的年金等以外の所得金額が 1,000 万円を超える場合は控除額が引き下げられます。3 点目は基礎控除の見直しです。基礎控除については所得の多い少ないに関係なく一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されていますが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要はないのではないかとこの指摘がされてきたことを踏まえ、合計所得金額が 2,400 万円を超えるところから控除額が減り、2,500 万円を超えると消失する仕組みとなります。

次に、（３）固定資産税等についてです。平成 30 年度の 3 年に一度の評価替えに際

して、土地に対する固定資産税等の負担軽減措置について現行の仕組みが3年延長されます。また、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援として生産性向上特別措置法の規定により中小企業の一定の設備投資について固定資産税を軽減することを可能とする3年間の時限的な特別措置が創設されました。

最後に（4）の地方税の電子化についてです。複数の地方公共団体への納税を一度の手続きで可能とするため、全地方公共団体が加入、運営している電子情報処理組織eLTAxを活用して共通電子納税システムの導入を進めます。運用に向けて31年4月にはeLTAxの運営主体について、安全かつ安定的な運営のための措置として秘密保持義務など地方税法に位置づけるために、条例整備を行い本格的なシステム導入は平成31年10月になります。また、資本金1億円を超える大きな法人に対し、法人住民税や法人事業税の電子申告の義務付けは平成32年4月とするものです。条例改正の概要について1ページから5ページまで、それぞれ条文ごとに表にまとめたものになります。施行日の記載がない条文は原則として公布の日から施行とし、平成30年4月1日からの適用となります。

6ページからの新旧対照表をお開きください。改正条文ごとに新旧対照表を作成しています。基本的事項のみ抽出して説明させていただきます。まず第1条の改正文ですが、第20条については、延滞に係る年あたりの利率割合の基礎となる日数について、第48条及び第52条の改正に伴う規定の整備であります。

続いて、6ページ、第23条から17ページ、第53条の7まで、町民税について法律、政令、省令改正に合わせて語句を整備するものです。18ページの第54条については、固定資産税の納税義務者等について省令改正に合わせて条項ずれを直しております。18ページの第92条から22ページ、第98条まで加熱式たばこを含めたたばこの区分や、たばこ税の税率などについて整備するものです。23ページの制定附則第3条の2、附則第4条についても、第48条及び第52条の改正に伴う規定の整備であります。24ページ下段、附則第5条は個人の町民税の所得割の非課税の範囲等について、所得割非課税限度額を引き上げるとする改正です。25ページ、附則第10条の2、第3項から第27項では、法附則第15条第2項第1号及び第10項の条例で定める割合について、固定資産税等の課税標準の特例について、現行政令等の割合に合わせて規定するもので

す。27 ページ、附則第9条の3、第3項から30 ページ、第12項まで新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告について政令改正や法既定の新設に合わせるものです。31 ページ、附則第11条は規定の整備、附則第11条の2から35 ページの附則第17条の2は、固定資産税等の負担調整措置として現行の制度を3年延長するものです。36 ページから改正条例の第2条分になりますが、平成31年10月1日から平成32年9月30日の加熱式たばこの課税標準と31年4月からの固定資産税等の課税標準の特例について、38 ページからの第3条分では平成32年10月1日から平成33年9月30日までの加熱式たばこの課税標準と、たばこ税の税率について、40 ページの第4条分では、平成33年10月1日から平成34年9月30日までの加熱式たばこの課税標準とたばこ税の税率について、42 ページ、第5条分では34年10月以降の加熱式たばこの換算方法についての規定となります。45 ページからの第6条分では平成27年条例第30号の津別町税条例等の一部を改正する条例について、平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用を延長するものであります。

続いて、議案の条文をご覧ください。改正条文につきましては、新旧対照表の内容について条文化したものですので、条文の説明は省略させていただきますが、条文の後ろから6枚目、裏面からの改正附則について説明いたします。第1条の施行期日につきましては公布日としますが、法律施行日が4月1日でありますから空白期間を埋めるために平成30年4月1日からの適用となります。ただし、第11号から第10号についてはそれぞれ各号に定める日からの施行となります。

続いて、第2条では、町民税に関する経過措置、第3条と4条では、固定資産税に関する経過措置であります。第5条から第11条は、たばこ税に関する経過措置であります。第6条では平成30年10月1日、第9条では平成32年10月1日、第11条では平成33年10月1日、それぞれ掲げる日前に売り渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売り販売業者等に対して、手持ち品課税を行うこととしています。

以上、長くなりましたが改正内容の説明とさせていただきます。

原案にご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 30 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第 31 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 31 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（千葉 誠君） ただいま上程となりました議案第 31 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

説明資料によりご説明をさせていただきます。資料 48 ページをご覧ください。このたびの条例改正の理由につきましては、地方税法施行令の一部改正が公布され、4 月 1 日より施行されたことによるもので、改正内容といたしまして保険税負担の軽減を図るため、基礎課税限度額の課税限度額 54 万円を 58 万円に 4 万円の引き上げと、国民健康保険税における低所得者に係る軽減措置の拡大として 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯合計所得の軽減判定基準の算定において、合計所得額 33 万円に被保険

者数に乗じて加算する額をそれぞれ引き上げるもので、5割軽減では合計所得33万円に非被用者1人につき「27万円」を「27万5,000円」に5,000円の引き上げ、2割軽減では1人当たり「49万円」を「50万円」に、1万円の引き上げを行うものです。

また、特例対象被保険者等に係る申告でマイナンバーによる情報連携により把握のできるのであれば雇用保険受給者資格証明書の提示が不要になることから、「提示を求められた場合に」とするものです。

施行日としまして、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。

それでは改正条文について新旧対照表でご説明をさせていただきます。第2条第2項におきましては、合算額基礎課税額の「54万円」を「58万円」に改めるものです。49ページをご覧ください。第23条におきましては、基礎課税額を「54万円」を「58万円」に、下段の第2号で国民健康保険税の減額の判定に係る合計所得33万円に同一世帯所属者1人につき加算する軽減基準額を5割軽減では1人につき「27万円」を「27万5,000円」に改め、第3号では国民健康保険税の減額の判定に係る合計所得33万円に同一世帯所得者1人当たり加算する軽減基準額を2割軽減で1人につき「49万円」を「50万円」に改めるものです。50ページをご覧ください。第24条の2、第2項につきましては、「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、書類の次に「提示を求められた場合には、これら」を加えるものであります。

なお、本年度の基礎課税、高齢者支援金課税、介護給付金等課税のそれぞれの税率、平均割、均等割につきましては、低所得者、中間所得者増への税負担を考慮し、税率の改正は行わないこととしたものであります。また、これら保険税の改正の関係につきましては、今月10日に開催されました国保運営協議会にてお諮りしまして承認の旨を答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

議案の条文をご覧ください。ただいまご説明いたしました内容を改正条文としたものです。

附則につきましては、第1項施行期日として、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の津別町国民健康保険税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用するとし、第2項の適用区分で新条例の規定は

平成 30 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなります。

以上、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものとなります。

ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 31 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 32 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 32 号 津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（千葉 誠君） ただいま上程となりました議案第 32 号 津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

説明資料によりご説明させていただきます。

資料 51 ページをご覧ください。このたびの条例改正の理由につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 155 号）の公布に伴うもので、改正内容としましては国の利用者負担軽減策として教育標準時間認定（1号認定）のこどもについて、町民税所得割課税額 7 万 7,101 円未満、第 3 階層の利用者負担額の改正に伴い、津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例別表第 1（3 条関係）の町民税所得割課税額 7 万 7,101 円未満、第 3 階層の利用者負担額を改正するものであります。

施行日としましては、この条例は公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用するものであります。

それでは、改正条文につきまして新旧対照表でご説明をさせていただきます。52 ページをご覧ください。別表第 1（第 3 条関係）の 1 号認定、第 3 階層の町民税所得割課税額 7 万 7,101 円未満の利用者負担額について、国の利用者負担額、月額「1 万 4,100 円」が「1 万 100 円」に改正されたことに伴い、町の利用者負担額「9,800 円」を「7,000 円」に改めるものです。

議案書の条文をご覧ください。ただいまご説明いたしました内容を改正条文としたものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用するものとしてあります。

以上、津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 96 条、第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 32 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 14、議案第 33 号 津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(千葉 誠君) ただいま上程となりました議案第 33 号 津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

説明資料によりご説明させていただきます。資料 53 ページをご覧ください。この度の条例改正の理由につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成 30 年厚生労働省令第 30 号)の公布に伴う、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)の一部改正によるもので、改正内容といたしましては指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる者の範囲を定める内容、認知症の定義の引用条文の条項ずれによる改正及び文言の追加、修正を行うものであります。

それでは、改正条文につきまして新旧対照表にてご説明を申し上げます。

第 5 条第 1 項につきましては、指定定期循環・随時対応型訪問介護看護の提供にあ

たるものの範囲を定めるため、「政令で定める者」の次に、「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第22条23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を追加し、「この章において同じ」を「次章において同じ」に改めるものです。54ページをご覧ください。第16条につきましては、第5条第1項の条文改正により、「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という)」を「施行規則」に改めるものです。

55ページをご覧ください。第59条の9、第4項につきましては、「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条6号につきましては、介護保険法第5条について、新たに第1項から第3項が追加されたことに伴いまして、「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改めるものであります。第59条の10、第5項につきましては、「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改めるものであります。

57ページをご覧ください。第59条の20の3につきましても、「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、第59条の27、第1項につきましては「運営」を「重要事項に関する」に改めるものであります。

58ページをご覧ください。第61条第1項につきましては、「)の事業を行う者及び」を「以下同じ。)の事業を行う者及び」に改めるものです。

議案書条文をご覧ください。ただいまご説明いたしました内容を改正文としたものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上、津別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条、第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号

○議長(鹿中順一君) 日程第15、議案第34号 津別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(千葉 誠君) ただいま上程となりました議案第34号 津別町指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

説明資料よりご説明をさせていただきます。

資料59ページをご覧ください。この度の条例改正の理由につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成30年厚生労働省令第30号)の公布に伴う、指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)の一部改正によるもので、改正内容としましては、認知症の定義の引用条文の条項ずれによる改正を行うものであります。

それでは、改正条文につきましては新旧対照表にてご説明申し上げます。

第4条につきまして、介護保険法第5条の2について新たに第1項から第3項が追加されたことに伴い、「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改めるものです。

議案の条文をご覧ください。ただいまご説明いたしました内容を改正条文としたものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上、津別町指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、議案第35号 契約の締結について、木材工芸館改修工事を議題とします。

内容の説明を求めます。

近野産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（近野幸彦君） ただいま上程となりました議案第 35 号 契約の締結についてご説明申し上げます。木材工芸館改修工事の請負契約につきましては、予定価格が 5,000 万円を超えていることにより、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

工事の内容は木材工芸館改修工事、工事の場所は津別町字共和 127 番地 2、契約の方法は指名競争入札、契約の金額は 1 億 1,545 万 2,000 円、うち消費税及び地方消費税額 855 万 2,000 円でございます。契約の相手方は、網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役 清水靖則でございます。

説明資料 61 ページをご覧ください。工事の概要を記載しておりますが、入札日は平成 30 年 5 月 21 日、工期は契約の日から平成 31 年 3 月 20 日まででございます。工事概要であります。建築工事として既存建築物撤去、床フローリング、販売コーナー間仕切り、倉庫等。それから遊具設置等として森のアドベンチャー、クライミングウォール、親子コーナー、おままごとコーナー、ボールプール、企業展示コーナー、アートコーナー等となっております。電気設備として各照明、配線、分電盤設置等、機械設備として床暖房、電気温水器、エアコン設置等となっております。

なお、配置等の詳細につきましては別紙図面のとおりとなっております。

以上、ご説明申し上げましたのでご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 35 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 36 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 36 号 契約の締結について、上里地区導水管更新工事（その 1）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 36 号 契約の締結についてご説明申し上げます。

上里地区導水管更新工事（その 1）の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称は、上里地区導水管更新工事（その 1）、工事の場所、津別町字上里、契約の方法、指名競争入札、契約の金額 7,214 万 4,000 円、うち消費税及び地方消費税額 534 万 4,000 円でございます。契約の相手先、網走郡津別町字東 2 条 23 番地、津別建設株式会社代表取締役 中村光一と契約を結ぼうとするものでございます。

工事の内容といたしましては、資料の 64 ページをお開きください。入札につきましては 5 月 21 日に実施してございます。工期につきましては契約の日から平成 31 年 1 月 25 日、工事概要につきましては管路布設工、耐震性ダクタイル鋳鉄管 150 ミリ、695.2 メーター、200 ミリ 537.9 メーター、取水柵不断水工一式、減圧水槽設置工一式でございます。

65 ページをお開きください。導水管更新事業の概要図でございますが、今回の更新につきましては上里取水場、もと津別スキー場の横の付近にありますが、そこを起点

といたしまして上里浄水場までおおむね3カ年にわたり工事を実施していくということになってございます。青いラインがありますが、これは既設の導水管ラインであります。ここの導水管につきましては昭和56年に布設しておりまして37年経過しておりますが、当時、ここには国有林の林道がありまして、ここの林道沿いに林道沿いまたは国有林内を通過して上里の取水場までいっているということで、今回新たに設置いたしますのは赤いライン、これは町道259号線でございます。259号線につきましては上里のスキー場ができたときに、平成3年に新たに町道として設置しているものでございます。既設導水管のラインにつきましても37年経過して、かなり木も生い茂っていることから、今回につきましては町道259号線沿いに導水管を布設しようというものでございます。

以上、内容の説明を申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、議案第37号 契約の締結について、上里地区導水

管更新工事（その２）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 37 号 契約の締結についてご説明申し上げます。

上里地区導水管更新工事（その２）の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称は、上里地区導水管更新工事（その２）、工事の場所、津別町字上里、契約の方法、指名競争入札、契約金額 9,493 万 2,000 円、うち消費税及び地方消費税額 703 万 2,000 円でございます。契約の相手先といたしまして、網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設代表取締役 清水靖則と契約を結ぼうとするものでございます。

工事の内容につきましては資料の 64 ページをお開きください。入札日につきましては、平成 30 年 5 月 21 日、工期につきましては契約の日から平成 31 年 1 月 25 日までを想定しております。

工事の概要につきましては管路布設工、耐震性ダクタイル鋳鉄管 200 ミリ、1,771.4 メーター、減圧水槽設置工一式を予定してございます。

以上、内容の説明を申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 37 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 38 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 38 号 財産の取得について、ペットボトル圧縮梱包機を議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（中橋正典君） ただいま議案第 38 号として上程されましたペットボトル圧縮梱包機の更新による財産の取得について説明申し上げます。

本件の購入につきましては、予定価格を 1,384 万 6,000 円としておりましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

リサイクルセンターに設置しておりますペットボトル圧縮梱包機は、資源物として集められたペットボトルをこの圧縮機に投入し、約 13 キログラムの固まり、ベールにして輸送と保管効率を高めるもので、現在の機械はリサイクルセンターが稼働を始めた平成 11 年に設置されたもので 19 年が経過しております。年数経過により今後故障した時の部品供給や対応に支障が出ることから更新するものです。なお、リサイクルセンターの仕分け作業は人材活用センターの方々をお願いしていますが、ペットボトルを投入する作業が力仕事でありますので、高齢者の作業負担を軽減したいという考えから、ベルトコンベアにより自動投入できるようにした上、圧縮機は現行の機種と同じ処理能力のものを選定しました。

1、取得する財産の名称等は、PET ボトル圧縮梱包機 1 台。2、納入場所は津別町字共和 484 番地、リサイクルセンター内になります。3、契約の方法については、4 社の指名競争入札であります。入札は 5 月 21 日に行い、同日に仮契約を締結してお

ります。4、取得金額は799万2,000円、5、取得の相手先は、札幌市北区北25条西17丁目6-11、株式会社日本エイ・アイ・ティ代表取締役 関昌明であります。機械の納入、設置時期は12月中旬までに完了させる予定です。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、議案第39号 財産の取得について、中型スクールバスを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（石川勝己君） ただいま上程となりました議案第39号 財産の取得について内容を説明申し上げます。

本件は、中型スクールバスの購入につきまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の条例に基づき、議会の議決を求めるものであり

ます。

今回の中型スクールバスの購入は、現在、相生線で運行使用している平成12年1月購入の中型バス、このバスの変速機の不具合や、車体フレームの腐食で車検継続ができなくなる恐れがあり、これを修繕するとなれば多額の費用を要することから、車両更新計画におけるこの車両の更新年次を2年前倒しをして購入するものであります。

1、取得する財産の名称等としまして品名、中型スクールバス、車名日野、型式2DG—RR2AJDA、数量、1台であります。購入する車両につきましては、乗車定員45人、補助席と運転席、助手席を除いた座席数が37席であり、エンジンは総排気量5,123ccディーゼルエンジンであります。車両につきましては、現在、相生線を利用している児童生徒数が20人弱、またスクールバスということで安全面を考慮し座席数37席、45人乗り中型バスとしたところであります。2、納入場所といたしましては、津別町字豊永20番地であります。3、契約の方法といたしまして指名競争入札であります。入札に際し指名しました条件に合う車両を取り扱う2業者により、4月16日に指名競争入札を行い、同日に仮契約を締結しております。4、取得金額は1,944万円、うち消費税及び地方消費税額144万円でございます。5、取得の相手先は北見市中央三輪4丁目523番地1、東北海道日野自動車株式会社北見支店 北見支店長 中島裕司であります。

車両の取得時期は全国的な外国人観光客の増加、東京オリンピック、パラリンピック需要の影響もあり来年8月下旬を予定しております。

予算に関しましては、今年度当初予算の段階で繰越明許費の設定をさせていただいております。

以上、内容について説明申し上げましたのでご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 39 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 4 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、報告第 4 号 専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 0 時 10 分

再開 午後 0 時 13 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から地方自治法第 180 条第 2 項の規定により専決処分の報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 30 年、第 2 回津別町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 0 時 14 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員